

総務部

総務企画委員会 【議案関係資料】

11月26日提出

令和6年第2回定例会（12月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和6年11月26日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和6年度12月補正予算に関する説明資料	・ ・ 4
人 事 課	ルポールみずほ解体事業に係る債務負担行為の設定について	・ ・ 7
広 報 広 聴 課	広報事業に係る債務負担行為の設定について	・ ・ 8

【議案関係】

人	事	課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 1 9 6 号)	・ ・ 1 0		
人	事	課	「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について (議案第 1 9 7 号)	・ ・ 1 2		
人	事	課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 1 9 8 号)	・ ・ 2 0		
広	報	広	聴	課	東京電力への損害賠償請求に係る和解について (議案第 2 0 8 号)	・ ・ 2 2
広	報	広	聴	課	東京電力への損害賠償請求に係る和解について (議案第 2 0 9 号)	・ ・ 2 4

令 和 6 年 度 1 2 月 補 正 予 算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 1 8 7 号)

令和6年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地 方 特 例 交 付 金			
5 地 方 交 付 税	152,110	地方交付税 152,110 (195,406,000 → 195,558,110)	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	652	保健手数料 651 (185,779 → 186,430)	
9 国 庫 支 出 金	693,519	職員費（教育費負担金） 429,349 (12,819,272 → 13,248,621) 在宅要援護老人対策費 242,836 (156,442 → 399,278)	
10 財 産 収 入	18	土地貸付収入 18 (99,745 → 99,763)	
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	346,818	地域医療介護総合確保基金繰入金 331,968 (1,162,864 → 1,494,832)	
13 繰 越 金	2,999,228	前年度繰越金 2,999,228 (2,172,290 → 5,171,518)	
14 諸 収 入	△ 23,096	労働保険料納付金 1,287 (46,138 → 47,425)	給与費（下水道マネジメント推進課分） △ 23,154 (2,025,803 → 2,002,649)
15 県 債			
合 計	4,169,249	603,487,084 → 607,656,333	

令和6年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 8,333	議員報酬費 6,991 (587,744 → 594,735) 総務諸費 4,587 (40,745 → 45,332)	職員給与費 △ 20,287 (280,394 → 260,107)
2 総 務 費	161,610	職員給与費 115,972 (7,486,866 → 7,602,838)	
3 民 生 費	354,904	介護業務「カイゼン」推進事業 303,546 (192,212 → 495,758)	
4 衛 生 費	369,747	医療保健福祉計画推進事業 331,968 (59,405 → 391,373)	
5 労 働 費	37,183	職員給与費 34,145 (588,664 → 622,809)	
6 農 林 水 産 業 費	253,656	職員給与費 234,365 (6,283,299 → 6,517,664)	
7 商 工 費	40,000	職員給与費 30,890 (2,125,023 → 2,155,913)	
8 土 木 費	147,354	職員給与費 133,139 (4,082,880 → 4,216,019)	
9 警 察 費	448,162	職員給与費 400,841 (20,904,356 → 21,305,197)	
10 教 育 費	2,364,966	職員給与費 2,170,430 (81,569,499 → 83,739,929)	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	4,169,249	603,487,084 → 607,656,333	

ルポールみずほ解体事業に係る債務負担行為の設定について

人事課

1 目 的

施設の老朽化等により令和6年3月末で閉館した「ルポールみずほ」（昭和55年開業）について、経年劣化による外壁の落下や地盤沈下による建物の損傷等安全上の問題があり、早期に解体する必要があるため、債務負担行為限度額を設定し、大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査を行う。

2 概 要

本施設は、大規模かつ多目的施設であり、使用している建材が多岐にわたることから、図面確認や目視により、アスベストの分析調査を必要とする箇所を選定するための調査を実施する。

3 債務負担行為の限度額及び設定期間

- ・ 限 度 額：3,630千円（委託料）
- ・ 設定期間：令和7年度

4 債務負担行為を設定する理由

解体工事に向けて速やかに調査を行う必要があるものの、調査には5か月程度の期間を要し、年度内に完了することが困難であることから、債務負担行為を設定する。

5 今後のスケジュール（予定）

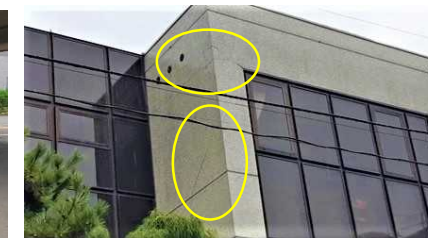
- 令和6年度：アスベスト調査（第1段階）
（令和7年2月～令和7年6月）
- 令和7年度：アスベスト調査（第2段階）
解体設計・近隣家屋調査
- 令和8年度：解体工事



職員宿舎 北側
外壁落下、地盤沈下による歪み



職員宿舎 南側
地盤沈下によるひび割れ



宿泊施設 南側
外壁のひび割れ

広報事業に係る債務負担行為の設定について

広報広聴課

1 事業目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

2 事業内容

紙や電波による広報媒体とLINEを始めとするインターネットメディアを連動させ、それぞれの特性を生かすことで相乗効果を高めるクロスメディア広報により、これまで以上に県政への関心を高め、行動を促すことを意識した広報活動を展開する。

3 債務負担行為限度額

71,946千円（~~諸~~3,982千円、 $\ominus$ 67,964千円） 内 訳 $\left(\begin{array}{l} \text{役務費} \quad 10,700 \text{千円} \\ \text{委託料} \quad 61,246 \text{千円} \end{array} \right)$

(1) クロスメディア広報推進事業

- | | | |
|---------------|--------------|-----------------------|
| ① 広報紙等 | 広報紙 | 年5回発行、8ページ、413千部印刷・配布 |
| | 新聞広報 | 年4回掲載、地元紙3紙、全5段 |
| ② 電波媒体 | テレビ広報 | 年12回（月1回）放送、県内民放3局 |
| | ラジオ広報 | 年24回（月2回）放送、県内民放FM1局 |
| ③ インターネットメディア | LINEやXなどのSNS | による投稿、広告等 |

4 債務負担行為を設定する理由

令和7年度当初から各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続を行い、掲載枠や放送枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

令和7年度広報事業について

広報広聴課

目的

県政情報を分かりやすく伝え、
県民との情報共有を図るとともに、
県政への参画と協働による取組の促進



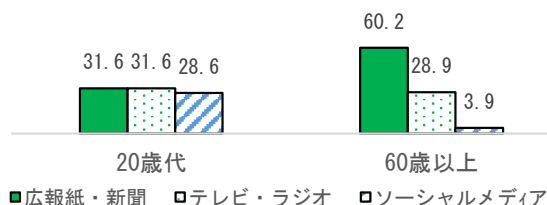
広報を取り巻く現状・課題

県民の情報取得方法の多様化

幅広い世代に伝わる広報のあり方

災害時における迅速な
情報提供の必要性

令和6年度県民意識調査
県政情報の取得割合 (%)



取組方針

広報媒体の
特性を生かした
情報発信

デジタルを活用し
た媒体間の
連携強化

職員の
情報発信力
の向上

パブリシティの
積極的な活用

事業概要

クロスメディア広報推進事業

【ねらい】 幅広い世代に県政情報が行き渡るよう、同一の情報を複数の媒体で連動させ、ターゲットに異なる切り口で訴求

公式LINE

プッシュ方式・セグメント方式で
迅速に情報を発信できる媒体

- ・情報に応じたリッチメニューの配置
- ・防災関係システム等と連携した緊急時の情報配信

全戸配布広報紙

県内全ての世帯に情報を伝えることができ、保存
性に優れた媒体

- ・年5回発行(6、8、10、1、3月)
- ・8ページ、413,000部

ソーシャルメディア

最新情報を迅速に発信・拡散できる媒体

- ・県公式X(旧ツイッター)
- ・県公式フェイスブック
- ・県公式ユーチューブ
(WebTVあきた)

ラジオ広報

音声で分かりやすく情報を伝え、
災害時に強さを発揮する媒体

- ・県内民放FM局 (1局)
- ・1番組 年24回(月2回)放送

・媒体間の連携強化による効果的な情報発信

新聞広報

保存性と速報性を兼ね備えた媒体

- ・年4回掲載(4、7、11、2月)
- ・地元紙3紙、テレビ面全5段

ウェブサイト

最新情報を詳しく迅速に発信・更新
できる媒体

- ・県公式サイト「美の国あきたネット」

テレビ広報

映像と音声で分かりやすく情報を
伝えることができる媒体

- ・県内民放3局
- ・年12回(月1回)放送、5分番組

職員の情報発信力の向上

- ウェブメディア・ソーシャルメディアの活用等に向け、外部講師による職員研修の実施
(伝わる文章の書き方、分析方法、媒体の有効活用法等)

パブリシティの積極的な活用

- 報道記事として取り上げられるよう、報道機関へ積極的な情報提供
(記者会見、記者レクチャー、ブリーフィング、資料提供:投げ込み)

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 9 6 号）

人事課

1 改正理由

知事等の給与改定を踏まえ、県議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月	1 . 6 2 5 月	1 . 6 2 5 月	1 . 7 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
1 2 月	1 . 6 2 5 月	1 . 7 7 5 月 (+ 0 . 1 5 月)	1 . 7 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
年間計	3 . 2 5 月	3 . 4 0 月 (+ 0 . 1 5 月)	3 . 4 0 月 (+ 0 . 1 5 月)

3 施行期日

- 令和 6 年度分 令和 6 年 1 2 月 1 日（遡及適用）
- 令和 7 年度以降分 令和 7 年 4 月 1 日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 1 9 7 号）

人事課

1 改正理由

人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、職員の給料、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び初任給調整手当を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条、第 2 条）

① 給料

若年層に重点を置いて引き上げる。（条例別表第 1 ～別表第 6）

② 期末・勤勉手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。（第 2 1 条、第 2 2 条関係）

	現 行	改 正 後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月	2 . 2 2 5 月	2 . 2 2 5 月	2 . 3 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
1 2 月	2 . 2 2 5 月	2 . 3 7 5 月 (+ 0 . 1 5 月)	2 . 3 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
年間計	4 . 4 5 月	4 . 6 0 月 (+ 0 . 1 5 月)	4 . 6 0 月 (+ 0 . 1 5 月)

※再任用職員については、+ 0 . 0 5 月（年間 2 . 3 5 月→2 . 4 0 月）

③ 寒冷地手当

次のとおり支給月額を引き上げる。（第23条第2項関係）

区 分		現 行	改正後	増 減
世帯主	扶養親族あり	17,800円	19,800円	+2,000円
	扶養親族なし	10,200円	11,400円	+1,200円
その他の職員		7,360円	8,200円	+840円

④ 初任給調整手当

次のとおり医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第9条の2関係）

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	415,600円	416,600円	+1,000円

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第3条、第4条）

① 給料

一般職の職員に準じて引き上げる。

② 期末手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月	1. 6 7 5 月	1. 6 7 5 月	1. 7 2 5 月 (+ 0. 0 5 月)
1 2 月	1. 6 7 5 月	1. 7 7 5 月 (+ 0. 1 0 月)	1. 7 2 5 月 (+ 0. 0 5 月)
年間計	3. 3 5 月	3. 4 5 月 (+ 0. 1 0 月)	3. 4 5 月 (+ 0. 1 0 月)

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 5 条）

① 給料

特定任期付職員について、一般職の職員に準じて引き上げる。

② 期末手当

特定任期付職員について、次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後
		令和 6 年度
6 月	1. 6 7 5 月	1. 6 7 5 月
1 2 月	1. 6 7 5 月	1. 7 7 5 月 (+ 0. 1 0 月)
年間計	3. 3 5 月	3. 4 5 月 (+ 0. 1 0 月)

3 施行期日等

- 給料、寒冷地手当、初任給調整手当 令和6年 4月 1日（遡及適用）
- 期末・勤勉手当（令和6年度分） 令和6年12月 1日（ 〃 ）
- 期末・勤勉手当（令和7年度以降分） 令和7年 4月 1日
- 今年度、人事委員会勧告があった、多様で有為な人材の確保等に向けた「給与制度のアップデートに準じた給与制度の整備」に関する改定は、別途2月議会における提案を予定。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万六千六百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万六千六百円 三・四 略 2・3 略 （期末手当） 第二十一条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百三十</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、	（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万五千六百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万千円 三・四 略 2・3 略 （期末手当） 第二十一条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、

人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>百分の百十</u>」を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 四 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百三十</u>」とあるのは「<u>百分の七十一・二五</u>」と、「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十一・二五</u>」とする。 4 6 略 （勤勉手当） 第二十二條 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>百分の百七・五</u>（特定幹部職員にあつては、<u>百分の百二十七・五</u>）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>百分の五十一・二五</u>（特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十一・二五</u>）を乗じて得た額の総額	人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>百分の百</u>」を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 四 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の六十八・七五</u>」と、「<u>百分の百</u>」とあるのは「<u>百分の五十八・七五</u>」とする。 4 6 略 （勤勉手当） 第二十二條 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>百分の百二・五</u>（特定幹部職員にあつては、<u>百分の百二十二・五</u>）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>百分の四十八・七五</u>（特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十八・七五</u>）を乗じて得た額の総額
---	---

再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額 3 5 略	再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五（特定幹部職員にあつては、百分の六十一・二五）を乗じて得た額の総額 3 5 略
---	---

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正） 新 （給与に関する特例） 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> <tr> <td>1</td><td>416,939</td></tr> <tr> <td>2</td><td>478,372</td></tr> <tr> <td>3</td><td>541,819</td></tr> <tr> <td>4</td><td>625,409</td></tr> <tr> <td>5</td><td>727,126</td></tr> <tr> <td>6</td><td>829,850</td></tr> </table> 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> <tr> <td>1</td><td>348,456</td></tr> <tr> <td>2</td><td>384,712</td></tr> <tr> <td>3</td><td>412,911</td></tr> </table>	号給	給料月額 円	1	416,939	2	478,372	3	541,819	4	625,409	5	727,126	6	829,850	号給	給料月額 円	1	348,456	2	384,712	3	412,911	旧 （給与に関する特例） 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> <tr> <td>1</td><td>404,311</td></tr> <tr> <td>2</td><td>463,650</td></tr> <tr> <td>3</td><td>525,001</td></tr> <tr> <td>4</td><td>606,467</td></tr> <tr> <td>5</td><td>705,030</td></tr> <tr> <td>6</td><td>804,600</td></tr> </table> 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> <tr> <td>1</td><td>337,932</td></tr> <tr> <td>2</td><td>373,133</td></tr> <tr> <td>3</td><td>400,288</td></tr> </table>	号給	給料月額 円	1	404,311	2	463,650	3	525,001	4	606,467	5	705,030	6	804,600	号給	給料月額 円	1	337,932	2	373,133	3	400,288
号給	給料月額 円																																												
1	416,939																																												
2	478,372																																												
3	541,819																																												
4	625,409																																												
5	727,126																																												
6	829,850																																												
号給	給料月額 円																																												
1	348,456																																												
2	384,712																																												
3	412,911																																												
号給	給料月額 円																																												
1	404,311																																												
2	463,650																																												
3	525,001																																												
4	606,467																																												
5	705,030																																												
6	804,600																																												
号給	給料月額 円																																												
1	337,932																																												
2	373,133																																												
3	400,288																																												

3 6 略 （給与条例の適用除外等） 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十三」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。	3 6 略 （給与条例の適用除外等） 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。
---	--

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正） 新 （給与条例の適用除外等） 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任	旧 （給与条例の適用除外等） 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任
---	--

期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条による改正）

新

（特定任期付職員の給与に関する特例）
 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	<u>394,783</u>
2	<u>443,124</u>
3	<u>495,493</u>
4	<u>558,940</u>
5	<u>638,501</u>
6	<u>745,254</u>
7	<u>870,134</u>

期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）
 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	<u>382,185</u>
2	<u>429,455</u>
3	<u>479,742</u>
4	<u>542,099</u>
5	<u>618,536</u>
6	<u>722,128</u>
7	<u>843,824</u>

255 略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。

255 略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 9 8 号）

人事課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定を踏まえ、知事等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月	1 . 6 2 5 月	1 . 6 2 5 月	1 . 7 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
1 2 月	1 . 6 2 5 月	1 . 7 7 5 月 (+ 0 . 1 5 月)	1 . 7 0 月 (+ 0 . 0 7 5 月)
年間計	3 . 2 5 月	3 . 4 0 月 (+ 0 . 1 5 月)	3 . 4 0 月 (+ 0 . 1 5 月)

3 施行期日

- 令和 6 年度分 令和 6 年 1 2 月 1 日（遡及適用）
- 令和 7 年度以降分 令和 7 年 4 月 1 日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「 <u>百分の百三十</u> 」とあるのは「 <u>百分の百七十七・五</u> 」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「 <u>百分の百二十</u> 」とあるのは「 <u>百分の百六十二・五</u> 」とする。 3・4 略

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「 <u>百分の百二十五</u> 」とあるのは「 <u>百分の百七十</u> 」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「 <u>百分の百三十</u> 」とあるのは「 <u>百分の百七十七・五</u> 」とする。 3・4 略

東京電力への損害賠償請求に係る和解について（議案第208号）

広報広聴課

1 趣旨

- 令和4年6月22日、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第五次及び第六次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんを申し立てた。
- 令和6年7月26日、同センターから和解案の提示があったので、これを受け入れることとしたい。

2 第五次及び第六次請求の概要

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額 (未受領額)	和解提示額
第五次	平成 30 年 11 月	平成26～28年度分等	217,155	39,179	75,390	30,135
第六次	令和 元 年 10 月	平成 29、30 年度分	80,012	24,292	9,054	3,116
合計			297,167	63,471	84,444	33,251
※ 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。					和解割合	39.3%

3 和解案の概要

- 県が被害者支援等のために負担した費用 9, 7 4 4 千円
県内農畜産業への緊急支援対策等に係る費用等
- 税収減 2, 2 2 7 千円
ゴルフ場利用税の平成23年度減収分
- 人件費 2 1, 2 8 0 千円

4 参考（第一次～第四次請求の概要）

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額	和解額
第一次	平成 24 年 7 月	平成 22、23 年度分 (人件費以外)	178, 100	55, 126	122, 974	58, 500
第二次	平成 24 年 10 月	平成 22、23 年度分 (人件費等)	243, 543	576	242, 966	20, 600
合計			421, 644	55, 703	365, 940	79, 100
※1 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。 ※2 和解契約締結済み（平成 30 年 3 月 6 日付け）					和解割合 21. 6%	

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額	和解額
第三次	平成 25 年 10 月	平成 24 年度分等	161, 521	28, 008	133, 513	32, 015
第四次	平成 26 年 10 月	平成 25 年度分等	115, 339	15, 940	99, 399	21, 210
合計			276, 861	43, 949	232, 912	53, 225
※1 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。 ※2 和解契約締結済み（令和 4 年 7 月 5 日付け）					和解割合 22. 8%	

東京電力への損害賠償請求に係る和解について（議案第209号）

広報広聴課

1 趣旨

- 令和4年12月23日、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第七次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんを申し立てた。
- 令和6年7月26日、同センターから和解案の提示があったので、これを受け入れることとしたい。

2 第七次請求の概要

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額 (未受領額)	和解提示額
第七次	令和4年6月	令和元～3年度分	16,212	12,988	3,224	1,085
※ 単位未満切捨て					和解割合	33.6%

3 和解案の概要

- 県が被害者支援等のために負担した費用
放射線・放射能の監視測定に係る費用等 585千円
- 人件費 500千円

【参考】

東京電力への損害賠償請求（第八次）について

広報広聴課

1 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故を原因とした令和4年度から5年度までに生じた経費について、同社に対して損害賠償請求（第八次）を行う。

2 請求額

2, 0 2 1 千円

3 請求額の内訳

○ 県が被害者支援等のために負担した費用	8 9 3 千円
放射線・放射能の監視測定に係る費用等	

○ 人件費	1, 1 2 8 千円
-------	-------------

4 参考（これまでの請求額及び受領済額等）

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額			未受領額
				うち任意	うち和解		
第一次 ～ 第七次	平成 24 年 7 月～ 令和 4 年 6 月	平成 22 年度～ 令和 3 年度分	1, 011, 885	308, 438	176, 112	132, 325	703, 447
第八次	令和 7 年 1 月 (予 定)	令和 4、5 年度分	2, 021	—	—	—	2, 021
合計			1, 013, 906	308, 438	176, 112	132, 325	705, 468

※ 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。